

令和7年度 東京都産業労働局
「持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業」
中小企業におけるニューロダイバーシティ推進に係るトライアル雇用

企業向け 募集要項

Tokyo
Neurodiversity
違いが、未来を創る

東京都産業労働局「持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業」
運営事務局

※本事業の事務局は、東京都より株式会社野村総合研究所に委託しております

目次

1. 事業の目的・全体像.....	4
2. 昨年度事業の紹介.....	4
3. 募集概要.....	7
4. 事業の流れ.....	9
5. 重要確認事項.....	13

【用語の定義】

【ニューロダイバーシティ】

「neuro（神経）」と「diversity（多様性）」を組み合わせた言葉で、「脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこう」という考え方。特に企業の活動においては、発達障害のある方に、その特性を活かして自社の戦力として活躍いただけるよう、採用や環境整備等に取り組むことを意味する。

IT 業界を中心に、自閉症・ADHD 等の発達障害のある方を雇用し、デジタル分野での高い業務適性を活かして収益化等に成功した事例も生まれ始めており、デジタル化が加速する社会において企業の成長戦略として注目を集めている。

【IT 関連業務】

業務効率化（RPA）、ウェブデザイン、ウェブプログラミング、デジタルマーケティング、ビジュアライゼーション、AI・機械学習、等、IT スキルを必要とする業務を指す。現在 IT 関連業務を実施していない企業であっても、デジタル化要望のある業務が存在する場合は、当該業務を IT 関連業務と解釈する。

業務例) マーケティングデータ分析、業務アプリ開発、AI・機械学習のためのデータ前処理、業務効率化（RPA）等

【トライアル雇用】

本事業においては、発達障害者を新たに雇用したい企業、または発達障害者を雇用する経験や雇用していくうえでの支援ノウハウの獲得を希望する企業において、一定期間試験的に、現在企業等に就労していない発達障害者を受け入れ、実業務に従事させる取り組みを指す。なお、インターンシップの形態を取る場合、受け入れ対象者は就労支援機関に所属している人材とするため、受け入れ企業から人材への給与の支払いは行われない。

1. 事業の目的・全体像

中小企業におけるニューロダイバーシティ推進に係るトライアル雇用：目的

障害者法定雇用率の未達成や障害者の定着率、デジタル人材の不足、業務のデジタル化への遅れ等、障害者雇用やデジタル化に関して課題感を持つ中小企業において、IT技能を有する発達障害人材に IT 関連業務に従事いただき、中小企業における発達障害人材の雇用・実習に関するトライアル雇用を行う。

上記トライアル雇用を通じて、中小企業におけるニューロダイバーシティを推進する。

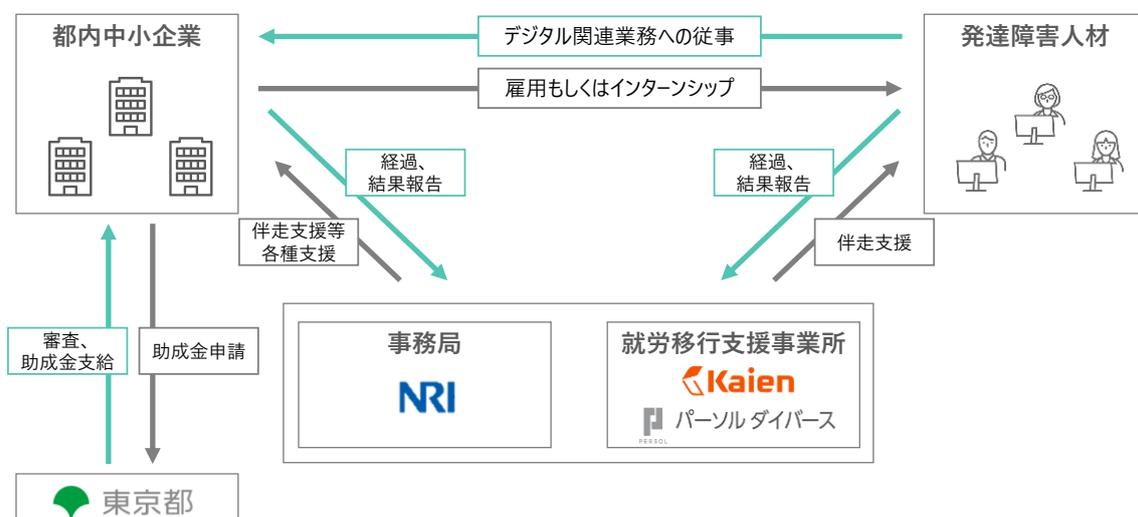
ご参加により得られるメリット（例）：

下記により、障害者雇用にかかる今後の取り組み検討を進めやすくなる

- 障害のある方とともに働く経験を持つことで、障害者雇用に対する漠然とした抵抗感や不安感を低減できる
- スキルレベルや働く様子に直接触れることができ、共に働くイメージを具体化できる
- どのような環境整備や合理的配慮をすればいいのか、具体的なイメージがつく

中小企業におけるニューロダイバーシティ推進に係るトライアル雇用：全体像

（就労移行支援事業所は代表的な 2 社を記載。今後追加される予定である）



2. 昨年度事業の紹介

I. 事業の実施結果概要

令和5年度・6年度は、下記の企業にてトライアル雇用を実施した。

	#	業種	従業員数※
令和5年度	1	学術研究、専門・技術サービス業	51名
	2	受託開発ソフトウェア業	150名
	3	サービス業	314名
令和6年度	4	学術研究、専門・技術サービス業	130名
	5	出版業	213名
	6	受託開発ソフトウェア業	127名
	7	受託開発ソフトウェア業	213名

※令和7（2025年）4月確認時点

令和5年度トライアル雇用の実施概要については、「TOKYO はたらくネット」の下記URLに掲載している。

「成長戦略としての障害者雇用～ニューロダイバーシティ型雇用の実現～」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/shien/neurodiversity/index.html>

また、令和5年度・6年度の参加企業からは、次のような反響をいただいている。

- 障害者雇用への印象が変わった（A社）
- 障害者雇用へのハードル感が下がり、戦力としての雇用を進めたいという考えに変わった（B社）
- 当初は職場に馴染んでもらえるか不安だったが、すぐに馴染んでもらうことができた。就労支援機関等のバックアップもあり、安心感があった。（C社）
- 即戦力としてとても助かった。（D社）
- 普通と一線を引いているイメージだったが、仕事の会話やレスポンスを見ても普通と異なるという印象は得なくて、いい意味でのギャップがあった。（D社）

II. 実習生（トライアル雇用参加者）が実施した業務例

Google Apps Script（GAS）や Python、VBA を用いた 業務の自動化・効率化ツールの作成業務

- ◇ プロジェクト管理ツールへのログインが一定期間以上ない社員を一覧で表示するツール（右図）
- ◇ Excel の日報から実働時間を自動で集計し、月毎の個人別実働時間や案件別実働時間等集計結果を表示するツール
- ◇ 対象の求人サイトにて、一定の検索条件でヒットした企業の電話番号や交通情報等を自動でリスト化するツール

Backlog未利用者確認 テスト4

Backlogの最終ログインが、指定した日付より過去の日時の方の「名前」、「メールアドレス」、「対象ユーザーページへのリンク」を表示します。

日付を選択して「実行」ボタンを押してください。

2023/11/29 実行

計0人

AI・データサイエンス業務

- ◇ レコメンドエンジンにて、顧客一人ひとりが、より興味を持つようなコンテンツを表示するためには、どのようなデータを用いればよいかの検証とデータベースの作成

Adobe 製品を用いた教材・問題集のデータベース化・組版業務

- ◇ 大量の紙の教材・問題集を画像化し、問題文や回答のデータベースの作成
- ◇ Adobe 上で教材・問題集のテンプレートを作成し、上記データベースと接続して組版

ソフトウェア品質管理支援業務

- ◇ ソフトウェアテスト自動化ツールの構築と構築手順書の作成
- ◇ 社内への機械学習導入のための調査、デモ環境構築、および構築手順書の作成

3. 募集概要

項目	内容
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内に本社または主たる事業所があること ・ 常時雇用する労働者が 300 人以下の会社であること ・ 発達障害人材の採用・活用に意欲があること ・ 発達障害人材に従事してほしい IT 関連業務があること <p>(現在 IT 関連業務を実施していない企業であっても、トライアル雇用開始時までデジタル化業務等の切り出しが見込める場合は、IT 関連業務があるものとする)</p> <p>※これまでの障害者雇用や発達障害人材の雇用の有無は問わない</p>
募集企業数	10 社以内
受入人数	1 社あたり 1 名程度を想定 (2 名以上の受入も可)
受入形態	<p>下記 3 つの形態からの選択が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有期労働契約 ・ 無期労働契約 ・ インターンシップ
募集期間	2025 年 5 月 21 日 (水) ~6 月 30 日 (月)
トライアル雇用参加人材	就労移行支援事業所を利用する発達障害人材 (精神障害者保健福祉手帳を所持しており、かつ医師が作成した診断書において発達障害のあることが明記されている者)
実施可能な業務例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械学習・AI を用いた業務 ・ デジタルマーケティング、ビジュアライズ ・ ウェブプログラミング (HTML、CSS、JavaScript、WordPress) ・ システム開発 (Python、Java、C#、PHP、SQL) ・ 業務効率化 (マクロ、VBA、RPA、Google Apps Script) ・ ウェブデザイン (Photoshop、Illustrator、動画編集)
実施期間 (予定)	2025 年 10 月 1 日 (水) ~10 月 30 日 (木)
エントリー・選考方法	<p><エントリーについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局メール <tokyo-nd-entry@nri.co.jp> にてエントリーシートの提出を受け付けます。エントリーシートは事務局 HP に掲載します。 <p><選考方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エントリーシートの記載内容をもとに、一次審査を実施します。一次審査結果については事務局よりメールにて通知します。

	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査を通過した企業には、二次審査としてオンライン形式によるアリリングを実施します。二次審査結果については事務局よりメールにて通知します。
受入企業への主な支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所及び事務局にて、受入に向けた環境整備の援助や実施期間中の伴走支援（業務進捗管理、トライアル雇用に関する課題への対応等）を実施。 トライアル雇用期間終了後、発達障害人材の就業時間（実績）に応じて、助成金を支給。 （最大 25 万円） <p>※東京都への助成金交付申請等が必要になります。</p>
受入企業の主な責務	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所及び事務局と相談のうえ、事務局が用意する受入計画フォーマット等へ記入する（勤務形態、勤務日数・時間、業務内容、コミュニケーション頻度・方法、社内体制等について定める） トライアル雇用実施体制及び緊急対応体制を構築し、責任者、指導担当者等を配置する。 トライアル雇用実施に必要な PC、インターネット環境、机・椅子、事務用品、その他必要な備品の手配など業務実施に必要な環境を整備する 受入人材の障害特性に応じた環境整備を行う（適宜就労移行支援事業所からの助言や伴走支援を受けていただきながら実施していただくことができます） 業務の進捗管理、発達障害人材への指導、就労移行支援事業所及び事務局への定期的な報告・連絡・協議を行う 実績報告や助成金交付申請書等の必要書類を期限までに事務局へ提出する 事前・事後調査への協力 等

4. 事業の流れ

III. 募集・マッチング

1. エントリー

5月13日
～6月30日

- 受託事務局メールアドレスにてエントリーを受け付けます。エントリーシートを記載の上、事務局メールアドレス <tokyo-nd-entry@nri.co.jp> まで提出してください。
- エントリーシートは、受託事業者ホームページよりダウンロードしてください。

2. 選考

7月上旬～中旬頃

- 選考は「書類選考（一次選考）」と「面談（2次選考）」の2段階で実施されます。
- 書類選考は、エントリーシートの記載内容をもとに行います。選考結果は7月上旬頃にメールにてお知らせいたします。
- 書類選考にて選定された企業に対して、事務局がオンライン会議や訪問によるヒアリング（二次審査）を行い、適性、実施体制、事業趣旨への理解、依頼業務や人材に関する希望などを確認し、本事業へ参画する企業としての妥当性を判断します。
- 二次審査の結果は7月中旬頃にメールにてお知らせいたします。

3. マッチング

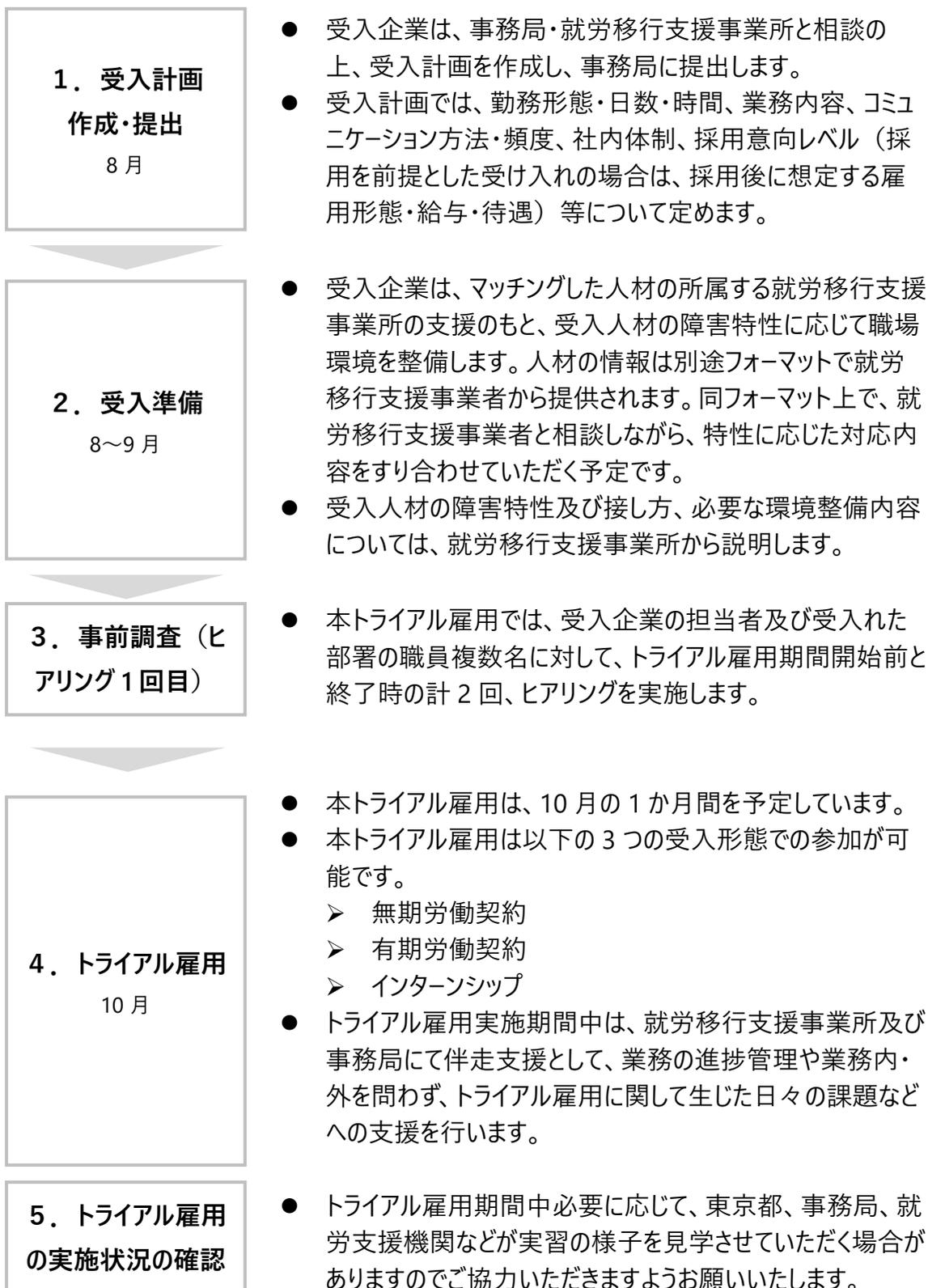
7月下旬

- 企業の希望する依頼業務・人材要件を踏まえて、事務局にて人材をマッチングします。人材は、先端ITに特化した就労移行支援事業所を利用する発達障害人材の中から選ばれます。
※なお、企業からあった要望に可能な限り沿うように人材を検討させていただきますが、全ての要望に完全に合致する人材がない場合などは、事務局から人材の提案ができかねる場合もありますので予めご了承ください。
- マッチングの結果を企業に通知し、企業及び人材双方の合意を得て、マッチングが成立します。
- マッチング成立後の辞退はできません。

4. 契約書締結

- 受入に関するルールなどを定めて契約書を締結します。
- 契約内容は本トライアル雇用の参加形態（有期・無期雇用契約/インターンシップ）に応じて異なります。

IV. 事前準備・受入



6. 終了後

10月

- 有期/無期雇用として本トライアル雇用に参加した企業は、トライアル雇用終了後も引き続き、本トライアル雇用に参加した人材を雇用していただけます。
- インターンシップとして本トライアル雇用に参加した企業は、就労移行支援事業所及び参加した人材と相談の上、合意に至った場合は、トライアル雇用終了後に本トライアル雇用に参加した人材を雇用することが可能です。

【トライアル雇用終了後の人材の雇用（採用）に関して】

※本事業では、トライアル雇用スキームとして、

・トライアル雇用企業の募集・選定



・トライアル雇用参加人材の選定・マッチング



・トライアル雇用の実施のための準備・支援



・トライアル雇用の開始・終了

をトライアル雇用のサイクルとして想定しております。

このため、トライアル雇用における当該事業の責任範囲といたしましては、トライアル雇用期間終了までとなります。

ついては、参加企業様においてトライアル雇用終了後、人材の雇用（採用）に関する検討や契約等を行われる場合、参加企業と就労移行支援事業所、双方での調整事項となります。

就労移行支援事業所や参加した人材によっては、雇用（採用）にあたり紹介料等の費用が別途発生する可能性がございます。こちらにつきましては企業と就労移行支援事業所双方のお取引においてご検討いただくものとし、本事業としては責任を負いかねますので予めご了承ください。

V. 事後手続き

1. 事後調査（ヒアリング 2 回目）

- トライアル雇用参加後に、ヒアリングを実施しますので、事後調査へのご協力をお願いします。

2. 実績報告/ 交付申請

- 本トライアル雇用の実績報告書及び助成金の交付申請書を作成の上、事務局まで提出してください。
- 事務局にて内容を審査の上、支給要件を満たすと認められる場合、東京都より助成金を支給します。

5. 重要確認事項

エントリーについては、以下の重要事項を確認し、同意いただいた上でお申し込みください。

1. 応募申請にあたり、「企業向け募集要項」に記載された事項について、理解、同意したものとみなします。
2. エントリーいただいても、必ず受入企業として選定されるものではありません。
3. 選考状況や合否判定の理由等に関するお問い合わせには一切お答えすることができません。
4. マッチングが成立した後でも、やむを得ない事情（天災、新型コロナウイルスの感染状況等）により本トライアル雇用が中止となる可能性があります。
5. マッチングが成立した後は、企業の都合による辞退はできません。
6. トライアル雇用開始後、企業の都合によるトライアル雇用の中断は認められません。
7. 公的資金によるトライアル雇用のため、事業成果はホームページ等で公表される場合があります。

事務局：株式会社野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

問合せ先：tokyo-neuro@nri.co.jp（久保田・木島・若林）

東京都「持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業」
運営事務局

※本事業の事務局は、東京都より株式会社野村総合研究所に委託しております